



2025 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

代表者名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎

(コード番号：6085 東証グロース)

問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 生 島 始 郎

(TEL. . 03-6262-1256)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 10 月に開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 8 月 15 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

(1) 基準日 2025 年 8 月 15 日（金曜日）

(2) 公告日 2025 年 7 月 31 日（木曜日）

(3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします）

<https://corporate.asj-net.com/ir/epr/>

2. 本臨時株主総会の付議議案、開催日時および場所等について

当社は、2025 年 7 月 9 日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、当社の株主である中谷宅雄氏（以下、「中谷氏」といいます。）より、2025 年 7 月 9 日に本臨時株主総会の招集請求に関する書面を受領いたしました。

当社では、かかる請求を受け、中谷氏の提案に係る「取締役の解任（株主提案議案 1～3）」「監査等委員取締役の解任（株主提案議案 4・5）」「取締役の選任（株主提案議案 6）」「監査等委員取締役の選任（株主提案議案 7）」の議案を本臨時株主総会に付議する予定です。尚、本日本臨時株主総会招集通知に記載するために、議案提案理由、取締役候補による事業計画等に関する質問状（別添資料をご参照ください）を送付しておりますので、中谷氏からの回答が到着次第、改めて付議する議案の最終案をお知らせします。

本臨時株主総会の開催日時及び場所等の詳細につきましては、内容が確定次第お知らせいたします。

以 上

令和7年7月25日

〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-2

富国生命ビル16階

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

電話：03-5501-2111／FAX：03-5501-2211

中谷宅雄氏代理人

弁護士 河村明雄先生

弁護士 都築翔先生

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル10階

フェアネス法律事務所

電話：03-3500-5330／FAX：03-3500-5331

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

上記代理人弁護士 水野靖史

同 弁護士 山本直諒

同 弁護士 藤永貴大

質 問 状

前略 当職らは、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人としてご連絡致します。

当社は、中谷宅雄氏（以下、「貴殿」といいます。）が当社に対して、令和7年7月4日に発送し、当社が同月7日に正式に受領した株主総会招集請求に関し、株主総会に付議することをすでに決定しました。この点、株主総会招集通知書には、株主提案に対して、当社の取締役の意見があるときは、その意見の内容を記載しなければならないものとなっております（会社法施行規則第93条第2号）。

そこで、令和7年7月25日開催の取締役会において、中谷氏の株主提案に対する賛否や意見を明確にするため、監査等委員会に対し、その調査及び意見の取り纏めを諮問することが決議されました。その上で、監査等委員会から、当社から貴殿に対して質問状を送付するよう指示がなされました。

ついては、中谷氏の株主提案に関して、以下のとおり質問いたします。

なお、令和7年8月1日までに回答いただきますようお願い致します。なお、本質問状、回答の有無及び回答内容は、投資家に向けて適時に開示することがありますことを予めご了承下さい。

記

1 選任されたばかりの役員を解任することの必要性・合理性について

通知人は令和7年6月27日に第18回定時株主総会を開催し、当該株主総会において、監査等委員でない取締役4名全員の再任と、監査等委員である取締役1名の新任を議題とし、いずれも多数決により選任可決されました。

ところが、貴殿は、その決議のわずか 11 日後に株主総会招集請求を行い、2025 年 3 月期の決算短信を根拠に、赤字経営が継続していることから、人事の刷新を図ることで、業績回復を図るという理由を示して上記で選任された取締役のうち丸山雄平氏を除いた 4 名の解任を求めています。

貴殿は、上記の株主総会で議決権を行使する機会がありました。

いうまでもなく臨時株主総会の開催には一定の費用がかかるものであり、当社の収益を圧迫するものであることはいうまでもありません。

また、解任理由に正当な理由がない場合には、解任した取締役が被った損害を賠償する必要がありますが、すでに信任をえたばかりの取締役について、それ以前の赤字を理由とする解任に正当事由がないことは明らかなです。従って、かかる賠償コストが当社の収益を低下させることは明らかなです。

それにも関わらず、丸山氏と石塚氏以外の解任を性急に進める必要があるとは到底思われません。

そこで改めて貴殿において、このタイミングで解任を求めることの必要性及び合理性を説明するように求めます。

2 解任理由の正当性について

(1) 赤字が改善している実績を無視していること

過去 3 期の連結経営指標の推移は以下のとおりです。

回次	第 1 6 期	第 1 7 期	第 1 8 期
決算年月	2023 年 3 月	2024 年 3 月	2025 年 3 月
売上高（千円）	553,857	592,868	897,496
経常損失（千円）	△352,787	△236,217	△92,982
包括利益（千円）	△427,767	△361,355	△79,904

上記のとおり、過去 3 期の売上高、経常損失、包括利益はいずれも改善しております。特筆すべきは、2023 年 9 月 26 日より、丸山雄平氏を代表権のない取締役会長として以降の方が、赤字の改善は顕著であるという点です。

(2) 先記の赤字は、特殊な事情によるものであること

しかも、赤字のうち、訴訟損失引当金 61,590 千円計上分の特別損失については、特定の訴訟の第一審で敗訴したことを受けたものでしたが、本年 6 月 6 日に控訴審にて逆転勝訴判決を受けたため全額組み戻されております。

また、基幹管理システム A P O S のソフトウェア仮勘定 22,800 千円を全額減損処理せざるをえなくなったために計上した特別損失も今回の赤字の大きな要因となっております。

これらの特別損失の計上がなかりせば、連結包括利益は赤字を脱していたことはいうまでもありません。

(3) 貴殿の解任理由は完全なる事実誤認であること

すなわち、丸山雄平氏が代表取締役から外れたことで、実質的には赤字経営から脱することができた現経営体制に対して、赤字経営が継続していることを理由に解任を求めることは、完全なる事実誤認を理由とするものであって、解任事由に正当性はないことは明らかなです。

(4) それにも関わらず、貴殿が解任を求める理由が正当であると述べる根拠を説明して下さい。

3 監査等委員である取締役 2 名の解任理由の正当性について

貴殿は、監査等委員である取締役のうち吉原慎一氏及び四倉佐知夫氏の解任理由について、「貴社の赤字経営が継続する中で、」「職務の執行の監査を適切に行ってきたとは認めがたく」「監査等委員として適任であると認められない」と述べております。

しかし、赤字経営が継続していることが事実誤認であることは既に述べたとおりです。また、赤字経営が継続することと、監査等委員としてそれ以外の取締役の職務の執行の監査を適切に行うこととは全く評価が異なることはいうまでもありません。監査等委員が適法に監査業務を行っていることと、経営が黒字化することとの関連性はありません。

それにも関わらず、赤字であるから職務の執行の監査が適切ではなかったと判断する合理的根拠について改めて説明を求めます。

また、貴殿は、監査等委員である取締役3名のうち、2名のみを解任の対象としておりますが、上記の理由であるにも関わらず、石塚氏を解任請求の対象とせず、2名のみを解任対象としていることの合理的理由も説明下さい。

4 四倉佐知夫氏の解任理由の正当性について

四倉氏は就任して11日しか経過しておらず、貴殿の解任の理由が全く該当しないことはいうまでもないところです。それにも関わらず、貴殿が、四倉氏による監査が適切ではなかったと判断する合理的根拠を説明下さい。

5 新任候補者の属性情報・利益相反リスクの開示

新任候補者の属性調査（反社会的勢力との関連性の有無等）を行っているかどうか、行っているとすれば、その調査報告を提供下さい。

また、新任候補者が就任した場合に、利益相反リスクが予想される取引の有無及びその回避策についてご説明下さい。とりわけ、川井博司氏は、当社の基幹管理システムAPOSの発注先であるインコントロール社の代表者であり、既述のとおり、当社が高額の費用を同社に対して支払っていたために、収益を圧迫し、ソフトウェア仮勘定も全額評価損計上せざるをえなかったために特別損失が広がったことは既述のとおりです。かかる川井氏を取締役に選任する合理的な理由は全く見いだせません。

それにも関わらず貴殿が川井氏を候補者に選任する理由及び利益相反リスクをどのように回避するのか具体的にご説明下さい。

6 事業計画の開示要請

現経営陣は、丸山氏が進めていた単一セグメントによる事業を見直すことで業績を回復してきたものと認識しておりますが、貴殿は、単一セグメントに回帰することで業績の回復を図ろうと考えているように見受けられます。

現経営陣は、中期経営計画も提出済みであり、かつ、貴殿が株主総会招集請求を行う11日前に信任されたばかりです。これを否定して業績回復を図る意図があると述べられているということは相当周到に計画された事業計画を提示していただかなければ、株主の理解は得られないことはいうまでもありません。大幅に経営の方向性を見直すのですから、新任された後は、速やかに関係当局にその事業計画を提出する必要があることはいうまでもありません。

そこで、貴殿又は新任候補者において作成した具体的な事業計画を開示下さい。株主・投資家が理解できる具体的な計画の開示を求めます。

7 面談の要請

なお、当社としては、貴殿からの回答を受けて、新任候補者から順次ヒアリングを行うことを検討しております。その連絡窓口は貴職らでいいかどうかについても上記期限までにご回答下さい。

以上